

防災

きょうからスタート!
みんなの防災対策

愛媛県防災対策基本条例ガイド

防災

まずは、自己診断！ みんなの防災意識度チェック

地震や台風などの自然災害は、いつ、どこで、誰に襲いかかってくるかわかりません。だからこそ、日ごろからの心構えや準備が大切です。いまのあなたの災害に対する意識や知識の高さはどのくらい？ さあ、チェックしてみてください。

それぞれの質問にYES、NOでお答えください。

- 防災訓練などに積極的に参加している
YES・NO
- 家の回りにある河川やがけ、ため池などの危険箇所を把握している
YES・NO
- 家の中のどこが安全な場所かを知っている
YES・NO
- 本棚、食器棚、冷蔵庫、たんすなどは倒れないように固定している
YES・NO
- たんすの上に重いものや割れ物などを乗せていない
YES・NO
- 寝る部屋には、タンスなど倒れるおそれがあるものを置いていない
YES・NO
- 救急箱や消火器を備え、定期的に点検している
YES・NO
- 3日分の水や食料の備えがある
YES・NO



自分のレベルを判定しよう

- 非常時の持ち出し品を備え、定期的に点検・交換している
YES・NO
- 非常時の持ち出し品は持ち出しやすい場所に置いている
YES・NO
- 階段や廊下、玄関などに避難の邪魔になるものを置いていない
YES・NO
- お年寄りや子供の避難・誘導について家族で相談している
YES・NO
- 家族の連絡方法や落ち合う場所を決めている
YES・NO
- 家族全員が地域の避難場所を知っている
YES・NO
- 家族全員で避難場所までのルートを歩いたことがある
YES・NO
- 災害用伝言ダイヤルサービスの電話番号(171)を知っている
YES・NO
- ケガの応急処置の仕方を知っている
YES・NO
- 震度7の地震が発生した状況を想像できる。
YES・NO
- 日ごろから気象や災害の情報を気にしている。
YES・NO
- 近所づきあいはいい方だ。
YES・NO

YESの答えが
16個の人

意識度 A

あなたの防災意識はかなりのもの!
でもマニュアル通りになってませんか?
防災方法は、家族構成や周辺環境で
変わります。一歩進めて、わが家や
地域に合った対策を考えましょう。

YESの答えが
11~15個の人

意識度 B

ますますです。自分は防災対策して
いるつもりでも、まだまだ足りないと
ころがあるもの。家の中、居住地域
の危険か所を把握して、より決め細
やかに備えておきましょう。

YESの答えが
6~10個の人

意識度 C

まだまだです。災害は恐いけど、まだ
先のことなんて思っていないですか?
家族で防災について話し合い、防災
グッズを揃えたり、防災についての知
識を深める必要があります。

YESの答えが
5個以下の人

意識度 D

大変です!防災は他人任せのあなた、
今のままでは万が一のとき危険です。
まずは、大災害の恐さを知って、どん
な被害を受けるのかを想像すること
からスタートしましょう。

防災レベルの 低かった人も 高かった人も、 ご注目!



愛媛県 防災対策 基本条例

平成18年12月19日施行

あなたの防災意識度はどうでしたか?

甚大な被害が予想される南海地震はいつ起きてもおかしくありません。また、台風や豪雨の被害は毎年大規模化しているというのに。このままではいけない!ということで、県をあげて防災対策に取り組むために「愛媛県防災対策基本条例」をつくりました。

条例は、みなさんの命と暮らしを守るため県民一人ひとりが防災の主役として、何をすべきなのかを示しています。この条例をきっかけに、あなたも災害への備えに一步踏み出してください。

家庭や地域、事業者、県や市町、 みんながそれぞれできることをする。 それが条例の基本です。

大規模災害が起こったとき、まずあなたの身を守るのはあなた自身(自助)。しかし、あなたや家族の力だけではどうにもならない状況もあります。その時は、隣近所の人々で助け合う(共助)。これにより、消防や自衛隊の救援活動(公助)が効果的に行われ、より多くの人命が救われます。大切なのは、個人、地域、行政がそれぞれの立場でやるべきことをやること、連携して助け合うこと。それが、より多くの生命と財産を守るための愛媛県防災基本条例の理念です。



愛媛県防災対策基本条例

自助

共助

公助

災害への 備え

県民は、平常時から災害に関する危機意識を持って、自己の安全確保に努める。

(4条2項)

大地震には、どこで遭遇するかわかりません。自宅で寝ている、デパートで買い物をしている、電車や車に乗っているなど、さまざまなケースを想定し、自分や家族がどうなるか、どうすべきかなど、普段から災害が発生した時をイメージしながら「備え」を積み重ねていくことが大切です。日頃から、家族で災害時の対応について話し合ひましょう。



県民は、防災訓練に積極的に参加し、地震や台風等についての知識を習得するよう努める。

(9条)

「地すべりやがけ崩れなどの土砂災害からは、崩れてくる反対方向ではなく横に逃げる」「津波は、陸地内で遠くに逃げるより高い場所へ避難する」など、正しい知識は命を救います。避難場所や避難路は必ず確認しておきましょう。また、防災訓練などに積極的に参加しましょう。

知っトク！防災データ

「もしも、南海地震が起こったら」

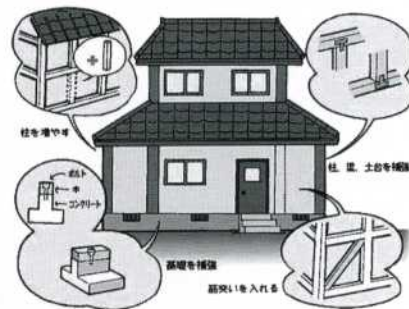
「今後30年以内に発生する確率は50%」とされている南海地震。県が行った被害想定調査では、その規模は、阪神淡路大震災以上のマグニチュード8.4、県内の全域で震度6弱が予想されています。想定される死者数は2,987人、避難人口は383,950人にも及びます。危機感と覚悟をもって備えたいですね。



建物の所有者は、建築の法令に基づき耐震性の診断を行い、必要なら耐震改修等に努める。

(10条)

県の被害想定調査による死傷者発生の原因の多くは、建物倒壊によるものです。我が家の耐震化を行い、安心できる家にしましょう。また、ブロック塀などが倒壊すると通行する人が負傷したり、避難や救助の妨げになる恐れがあるので、塀も要チェック。家屋も家具も倒れなければ、家が安全な避難場所になります。



自助

自分で できること

震度7の大地震が発生したことを想像してください。家屋の倒壊、火災、道路の寸断、停電などが同時多発的に助けに来るには時間がかかります。その時、なにが必要なみなさん一人ひとりが、できることを考え、家族で話し合い、気持ちと行動の両面から真剣に災害に備えましょう。

県民は、食料、飲料水、医薬品ラジオ等を避難時に持ち出せるよう準備に努める。

(11条)

水や食料は最低3日分準備しておきたいもの。冷蔵庫は停電のことを考えると、あてにするのは危険です。持ち出す際に必要なものは各家庭で相談して。持病がある、服用している薬があるなど、家庭ごとに必要なものがあるはず。また、備蓄品の賞味期限を確認する、携帯電話を充電しておく、ラジオや懐中電灯の電池は使えるか、予備はあるかなども定期的にチェック。



災害発生時の 対応

県民は、最新の災害情報を収集し、状況に応じて自主的に避難する。避難勧告等の発令には速やかに応じ、解除されるまで避難生活を続ける。
(35条)

台風時などに、避難勧告等が発令された場合は、近所と声を掛け合い、みんなで速やかに避難をしましょう。雨が小降りになったからといっても土砂災害や洪水などの危険性がなくなったとは限りません。市町が安全を確認し、避難勧告等を解除するまで、避難を続けるようにしましょう。

また、ペットの取扱いなどの避難所でのルールも事前に確認しておきましょう。



起きるため、消防や自衛隊が
のか、どう行動すべきなのか。

みんなで進める、 愛媛の防災

「えひめ防災の日」

全国的な防災の日は9月1日ですが、愛媛県防災対策基本条例では独自の「えひめ防災の日」を制定することにしています。目的は、県民のみなさんの防災に対する関心と理解を深め、防災活動の充実を図ること。今後、県民のみなさんの意見を聞きながら「えひめ防災の日」を定める予定です。

災害への 備え

自主防災組織は、地域住民の防災意識を高めるために研修等を行うよう努める。

(13条)

自主防災組織とは「自分たちの地域は自分たちで守る」という自己防衛意識と連帯感のもとに、地域住民の皆さんが自主的に結成する防災組織のことです。自主防災組織の多くは町内会や自治会などを中心としてつくられています。あなたの地域でも条例制定をきっかけに、地域を地域で守る取り組みを始めてみませんか。

自主防災組織は、自治体の情報を活用し、地域の災害危険箇所等の確認に努める。

(14条)

災害への備えは地域の環境で変わってきます。近くに大きな河川やがけがある、古い建物が多いなど、自分たちの住んでいる地域の危険箇所を把握し、我がまちの防災マップを作っておきましょう。



「災害時要援護者」

一人暮らしのお年寄り、身体の不自由な人、妊婦、外国人など、自力では避難や安全確保をすることが難しい人々があります。これら災害時要援護者を災害から守り、避難させるために、愛媛県では、要援護者自身が必要な情報を提供するよう呼びかけ、積極的な取り組みを進めていますが、地域の皆さんの協力が欠かせません。日ごろから要援護者の方と積極的にコミュニケーションをとり信頼関係を深めながら、誰もが安心できるまちづくりを目指しましょう。

自主防災組織は少なくとも年1回は、地域住民主体の防災訓練を実施するよう努める。

(15条)

「訓練なんてしなくても、いざとなればできるんじゃないの?」と思っている人も多いのでは。災害が起きたときは誰でも気が動転して、ふだん思っているように動けないものです。だからこそ防災訓練!繰り返し行ってこそ、力を発揮できます。また、防災訓練で地域の人々が集まることで交流が深まり、防災活動の活性化にもつながります。



共助

地域で できること

一人の力では無理でも、みんなで力を合わせればできることがあります。例えば、家族だけでは救助が困難でも、ご近所で助け合えば迅速な救出が可能。阪神淡路大震災では、約95%が自力か家族や隣人による救助でした。地域は地域で守る。そのためには日ごろからご近所どうしのコミュニケーションを深め、人と人との関係を強くしておくことが大切です。

自主防災組織は地域住民の避難計画等を定め、地域に応じた災害予防対策を円滑に行えるよう努める。

(18条)

地域に住んでいるさまざまな人材を発掘し、防災活動への参加を求めていきましょう。看護師や建築士、アマチュア無線技士などの資格を持った人、ボーイスカウトやガールスカウトの出身者や災害の経験者など、多くの知恵が集まれば、避難計画をはじめ地域の実情に合ったよりよい防災対策ができるはずです。



知っトク! 防災データ

「愛媛は災害の少ないところ?」

愛媛は気候が穏やかで暮らしやすいといわれていますが、ここ数年、台風や豪雨の被害が毎年発生しています。記憶に新しいところでは平成16年の台風21号。今まで台風被害の少なかった東予地方を直撃し、災害の起こらない場所はないということを痛感しました。

平成16年台風21号による被害
(平成16年9月28日~9月30日)

■人的被害

死者14人

負傷者15人

■被害額

138億円

■建物被害

一部破損
273棟

半壊
281棟

床上浸水1,628棟

床下浸水4,421棟

全壊31棟



災害発生時の 対応

自主防災組織は、情報の収集と伝達、地域住民の避難誘導、初期消火、負傷者の救護等地域の防災活動を積極的に実施するよう努める。

(37条)

例えば、隣のおじいちゃんは1階の東の部屋に寝ているとか、裏の奥さんは毎朝6時にウォーキングに出かけるとか、向かいの小学生はいつも同じ道を通って帰るとか、そんなご近所さんだから知っているちょっとした情報が、迅速で無理のない避難や救助につながります。普段からのおつきあいが、いざという時ものをいいます。

事業者が できること

大地震が起きたとき、事業所の敷地などが、一次的な避難場所になります。建設業者の機材は救助に役立つし、コンビニやスーパーは食料や水の供給源として欠かせません。もちろん、ガスや電気は生活に欠かせないライフラインです。条例は、事業者に対し、地域防災の担い手として地域防災活動への協力や連携に努めるよう求めています。

事業者の 責務

- 従業員、来所者、周辺住民の安全確保を行うとともに、避難や救助、初期消火などに協力するよう努める。(6条)

事業者の 役割

- 災害時にも事業を継続し、中断しても速やかに再開できる体制づくりに努める。(20条)
- 事業施設の耐震・耐火性を確保し、食料、飲料水、医薬品等の確保に努める。(21条)
- 事業施設を避難場所として提供し、地域住民や自主防災組織等に積極的に協力するよう努める。(22条)



公助 県や市町が 取り組むこと

公助は、消防や自衛隊などによる救助活動だけではありません。県民の防災意識を高めたり、防災マップの作成や公共施設の整備など被害を最小限に抑えるための減災対策も重要な対策。今後もみなさんと連携しながら、取り組んでいきます。

災害への 備え

- 住民の災害や防災に関する知識の普及に努めます。(23条)
- 災害危険箇所や避難場所などの情報を住民に提供します。(24条)
- 自主防災組織の結成を促すとともに活動を支援します。(25条)
- 災害時の応急対策に必要な物資の備蓄に努めます。(29条)
- 事業者等と協力し、食料や飲料水、医薬品等を確保し供給に努めます。(30条)
- 傷病者の治療拠点となる病院を指定するなど、医療救護体制の整備に努めます。(31条)
- ボランティア受入体制の整備、物資の提供などボランティア活動の支援に努めます。(32条)
- 安全な避難場所を確保し、道路や河川などの施設を点検、整備に努めます。(33条)
- 職員が災害時に迅速に対処できるよう危機管理体制を強化します。(34条)



災害発生時の 対応

- 災害や防災の情報を集めるとともに、住民や帰宅困難者への情報提供に努めます。(40条)
- 迅速かつ適切な避難、救助、医療等の災害応急対策ができる体制を整えます。(41条)
- 市町から応援や応急措置を求められた場合は、あらゆる手段の活用を検討し、速やかな対応に努めます。(42条)

■お問い合わせ先

愛媛県防災局危機管理課

●電話 089-912-2317 ●電子メール kikikanri@pref.ehime.jp

県のホームページアドレス <http://www.pref.ehime.jp/h15380/bousaijyourei/index.html>